

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1225号)

平成25年7月12日

横情審答申第1225号

平成25年7月12日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成25年2月26日環創地第821号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成24年1月12日付文書」の一部開示決定に対する異議申立てについて
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成24年1月12日付文書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成24年1月12日付文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年12月19日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、過去に横浜市が地籍調査を実施した地区の特定箇所の地籍調査の内容に関して、当該箇所に関係する個人（以下「特定個人」という。）が実施機関にあてた特定年月日付の手紙（以下「特定年月日付の手紙」という。）について、実施機関がその趣旨を確認するため、特定個人に対し連絡を求める旨の文書である。

本件申立文書のうち、個人の氏名は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非開示とした。

- (2) また、特定年月日付の手紙は、特定個人が所有する特定の土地の地籍調査の内容に関して、特定個人の意思を実施機関に伝えるための手紙であり、特定個人の実施機関へ申し入れたい要望が具体的に記載されている。このように実施機関に対してどのような要望を行っているかという情報は一般に他人に知られたくない情報であると考えられる。

そのため、本件申立文書のうち手紙の内容が推測されるもの及び提出された手紙からの引用部分は、特定年月日付の手紙の内容と同じ情報であることから、当該情報は個人に関する情報であり、公にすることにより特定個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、当該情報は本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれ

にも該当しないため非開示とした。

- (3) なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件申立文書において非開示とした手紙の内容が推測されるもの及び提出された手紙からの引用部分が、申立人が所持しているある特定の人物が作成した特定の文書と同一又は同趣旨のものであるとの前提に立ち、その内容は公開しても個人の権利利益を害することはなく、個人の機微に触れる情報も含まないと主張している。

しかし、特定年月日付の手紙については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1067号において本号に該当するとして非開示妥当との判断がされている。

- (4) さらに申立人は、特定年月日付の手紙と同一又は同趣旨と考えるある特定の人物が作成した特定の文書が、訴訟記録として公開されていることを理由に、実施機関が本件申立文書の一部を非開示とすることは意味がないと主張している。

しかし、一般に裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保する要請に基づくものとされており、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開手続において、直ちに一般に公にされるべきものではないと考える。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は全部開示すべきである。
(2) 本件申立文書の非開示部分は、単に誤りの事実を伝えた要望と思われ、特段「機微に触れる情報」を含むものではない。

また、そもそも既に公になっている事実であり、個人の権利利益を害するおそれはない。

- (3) 特定年月日付の手紙の一文は、実施機関において「詳細な内容」を確認しなければならない、いわば素情報でしかなく、公開しても特別権利利益を害することはない。
(4) 特定年月日付の手紙は、全て申立人らとの民事訴訟の中で陳述されたものと同一又は同趣旨のものである。当該訴訟で提出された書面はすべて訴訟記録として裁判所において保管され閲覧可能となっており、公開されているものであり、実施機関が本件申立文書の一部開示を主張するのは意味がない。

5 審査会の判断

(1) 地籍調査に係る事務について

地籍調査は、地籍の明確化を図るため、筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもので、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施している。

本市の地籍調査に係る事務は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき「地籍調査事業に関すること」として、地籍調査課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、過去に横浜市が地籍調査を実施した地区の特定箇所の地籍調査の内容に関する特定年月日付の手紙について、実施機関がその趣旨を確認するため、特定個人に対して連絡を求める旨の文書である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 当審査会が本件申立文書を見分したところ、実施機関が非開示とした情報は、個人の氏名並びに特定年月日付の手紙の内容が推測されるもの及び特定年月日付の手紙からの引用部分であることが認められた。

個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

また、手紙の内容が推測されるもの及び提出された手紙からの引用部分については、特定個人からの特定年月日付の手紙の内容であり、特定個人の見解、主張及び内心の秘密に関する内容である。このような情報は、公にすることを想定していない情報であって、一般に他人には知られたいくない情報であると認められる。よって、仮に特定の個人を識別することができない情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められることから、当該情報は本号本文後段に該当する。

ウ なお、申立人は裁判で提出された書面はすべて訴訟記録として裁判所において保管され閲覧可能となっており、公開されているものであることを理由に、本件

申立文書を開示すべき旨主張する。

しかし、当審査会の先例答申（答申第958号及び第1074号）のとおり、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開の手續において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年2月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年3月18日 (第153回第三部会)	・諮問の報告
平成25年3月22日 (第231回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成25年3月28日 (第225回第一部会)	・諮問の報告
平成25年3月28日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年4月12日 (第232回第二部会)	・審議
平成25年5月10日 (第234回第二部会)	・審議
平成25年5月24日 (第235回第二部会)	・審議
平成25年6月14日 (第236回第二部会)	・審議